

社会福祉法人さぬき 行動計画

仕事と子育てが充実したものとなるよう調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日

2. 内容

目標1：有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間6日以上とする

対策：令和3年4月～年次有給休暇の取得状況を把握する

令和3年6月～計画的に年次有給休暇が取得できるよう管理職へ計画の策定を求める

令和3年7月～職場内研修や掲示板において年次有給休暇を計画的に取得するよう周知する

目標2：女性職員への母性健康管理についてのパンフレットを職員に配布、制度の周知を図る

対策：令和3年～妊娠中の女性社員の母性管理についてパンフレットを職員に配布し全職員に周知及び妊娠中の女性職員の相談援助を行う

令和4年1月～管理職・指導職を対象とした研修を行う